

答 申 第 2 4 7 号
平成18年11月21日

千葉県教育委員会
委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年2月3日付け教総第396号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第328号

平成17年2月10日付けで異議申立人から提起された、平成17年1月31日付け教
総第392号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年1月31日付け教総第392号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は過去に勝山小の耐力診断に関する行政文書の開示を受けている。佐久間小の耐力診断に関する行政文書も存在する。
- (2) これらの文書が施設課にあると〇〇副主幹は言ったが、同課は担当課ではないことを認めた。又担当課から追加の開示決定をし開示するとも言ったが未だに開示決定させる予定がない。
- (3) 上記文書の開示請求に係る手続きの文書が対象であるから、不存在を理由とした決定はあり得ない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象行政文書について

本件決定で不存在とした対象行政文書は、「千葉県教育庁企画管理部教育総務課教育情報室〇〇〇〇副主幹が行政文書開示請求に対して担当課に関して本来担当課より回答させるのが当然なのに、担当課以外の課を担当課にして、行政文書開示に対して不開示と決定させるのが許される根拠についてわかる書類」である。

2 本件決定について

異議申立人は、平成17年1月26日付けの本件異議申立てに係る行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）の前に、平成16年12月5日付けで行政文書開示請求を行っている。請求内容は、「平成16年12月県議会で答弁した教育施設の耐震補強に関する書類（安房南高校と鋸南町に関するもののみ）」の開示を求めるものであった。

この平成16年12月5日付けの請求について、県教育委員会企画管理部施設課において、平成17年1月4日付け教施第195号で、開示決定等を行った。

この決定に対し、異議申立人は鋸南町の小学校の耐震調査の公文書がなければおかしいとして異議申立てを行った。

本件請求は、以上の経緯を踏まえ、教育総務課職員が同席した平成17年1月25

日の開示の場で、企画財務課で特定すべき文書について意図的に施設課を担当課として不開示としたものと考え、上記1記載の書類の開示を求めたものと考えられる。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないため、本件決定を行ったものである。

3 不開示の理由について

異議申立人が異議申立ての理由とする、意図的に担当課以外の課を担当課にして不開示決定した事実はなく、〇〇〇〇副主幹も担当課にそのような決定をさせる権限を有しておらず、そのような決定の根拠となる規定は存在しない。

また、異議申立人は、異議申立書の中で、上記施設課及び企画財務課の開示請求に対する手続きの文書（起案文書）が開示対象となると主張しているが、同文書は、〇〇〇〇副主幹が合議の中で押印しているものの、〇〇〇〇副主幹は決裁権者ではなく、また、同文書は、両課が保有する対象文書を、両課の決裁権者において決裁した文書であり、異議申立人の本件請求に係る「担当課に関して本来担当課より開示させるのが当然なのに、担当課以外の課を担当課にして不開示と決定させるのが許される根拠についてわかる書類」と考えることはできない。

したがって、本件異議申立てに係る対象文書は存在しない。

4 審査会への諮問について

異議申立てから諮問までに1年を要しているが、異議申立人に事情を説明したことにより、異議申立ての取下げ協議が可能なものと考え、その機会をうかがう間に時日が経過してしまったものである。

第4 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容は上記第3、1のとおりである。実施機関は本件請求に係る行政文書を保有していないため、本件決定を行った。

これに対し異議申立人は、平成17年2月10日付けで本件異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る文書の不存在について

(1) 本件請求は、実施機関の職員が開示請求に対して担当課以外の課を担当課にして決定させることが許される根拠についてわかる書類の開示を求めるというものである。

ところで、実施機関の事務は条例・規則等に従って執行されているのであるから、そもそも担当課以外の課を担当課にして決定させるような根拠となる定めが存在するはずはなく、千葉県教育委員会行政組織規則（昭和35年教育委員会規則第2号）及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月30日制定）等においても、そのような規定の存在は認められない。

(2) よって、本件請求に係る行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 異議申立人は、本件請求に係る起案文書が対象文書であるかのような主張をしているが、本件請求に係る文書の存否については前記(1)のとおりであり、異議申立人の主張には理由がない。

(4) その他、異議申立人は、異議申立書で種々主張しているが、上記判断に影響のある事項ではないため、当審査会は判断しない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 2. 3	諮問書の受理
18. 2. 28	実施機関の理由説明書の受理
18. 9. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年9月19日現在)